

小規模事業者対策推進事業

令和2年度概算要求額 **59.2億円（50.3億円）**

事業の内容

事業目的・概要

- 小規模事業者は、地域の需要に応え、雇用を担うなど、極めて重要な存在です。小規模事業者にとって身近な存在である商工会・商工会議所は、地域に根差した経営指導を行っており、事業者の振興において重要な役割を担っており、平成31年度から令和5年度までの5年間で以下取組を支援します。
- 商工会・商工会議所が、「経営発達支援計画（小規模事業者支援法）」に基づき実施する小規模事業者への伴走型支援を推進します。
- 全国商工会連合会、日本商工会議所が実施する商工会、商工会議所等と連携し、地域の産業の活性化、観光開発など、地域の経済活性化に向けた取組を支援します。
- 働き方改革等、制度改革による諸課題に円滑に対応できるよう商工会・商工会議所等が、窓口相談や専門家を派遣します。

成果目標

- 経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所の全てが目標を達成することを目指します。
- また、商工会、商工会議所が実施する地域活性化の取組を支援し、支援した事業者の売上・利益の増加を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（1）伴走型小規模事業者支援推進事業

- 商工会・商工会議所が認定を受けた「経営発達支援計画」に基づき実施する小規模事業者の経営分析、事業計画の策定、需要開拓などに要する経費を補助します。
- 加えて、自治体と連携し、地域課題に対応する計画を策定した商工会等については、協議会の設置、企画運営に要する経費等を補助します。
- 商工会等に支援機関出身者など企業支援のノウハウや実績を有する外部の専門家をスーパーバイザーとして設置し、若手経営指導員へのOJTなどにより、支援体制の充実を図ります。

（2）地域力活用新事業創出支援事業

- 全国商工会連合会、日本商工会議所が、各地の商工会、商工会議所等と連携し、地域産業の活性化、観光ルート開発等について、全国規模での販路開拓を支援することにより、地域の持続的発展に向けた取組を支援します。

（3）専門家派遣事業

- 働き方改革、生産性向上、税制度の変更等、制度改革による諸課題に対して、小規模事業者が円滑に対応できるよう全国の商工会・商工会議所等が、窓口相談やセミナーの実施や専門家を派遣します。

（4）商工会・商工会議所等の指導事業

- 全国商工会連合会、日本商工会議所が商工会・商工会議所等を指導するための人件費や研修開催費等、商工会・商工会議所の万全な支援体制を確保するための経費を補助します。

（5）法定経営指導員講習事業

- 小規模事業者支援法の改正により、経営発達支援計画、事業継続力強化支援計画には一定の知識と経験を有した経営指導員（法定経営指導員）を関与させる必要があります。本事業では、法定経営指導員の要件の一つである知識講習を実施します。

積層造形部品開発の効率化のための基盤技術開発事業

製造産業局 素材材産業室
03-3501-1063

令和2年度概算要求額 1.5億円（1.5億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 第4次産業革命が進展する中、ものづくりの付加価値を高め、我が国のものづくり産業の競争力を維持、強化していくためには、多品種少量生産、複雑形状、高機能化が実現できる積層造形技術を積極的に活用することが求められています。また、機能性合金開発に係る研究開発においては、信頼性の高い実験データを大量取得する必要がありますが、積層造形技術は、短時間・低コストでサンプルを作製する可能性を持った技術であり、最も有力な方法です。
- しかし、金属の積層造形技術は、そもそもの現象解明の研究さえも十分には進んでいないため、付加価値が高い複雑形状、高機能の部品や機能性合金の造形では、品質の再現性、均一性を確保することが難しく、新規開発に多大なコストと時間がかかることが課題となっています。
- 本事業では、積層造形における金属の熔融凝固現象を解明するとともに、高度な計測・機械制御技術を開発し、高品質の確保、および金属の積層造形部品等の開発の効率化を目指します。

成果目標

- 平成31年度から令和5年度までの5年間の事業であり、高度な計測・機械制御により、高品質化・効率化を実現することで、積層造形技術を活用した金属部品等の開発期間を1/5に短縮することにより、我が国における積層造形技術の普及を目指します。

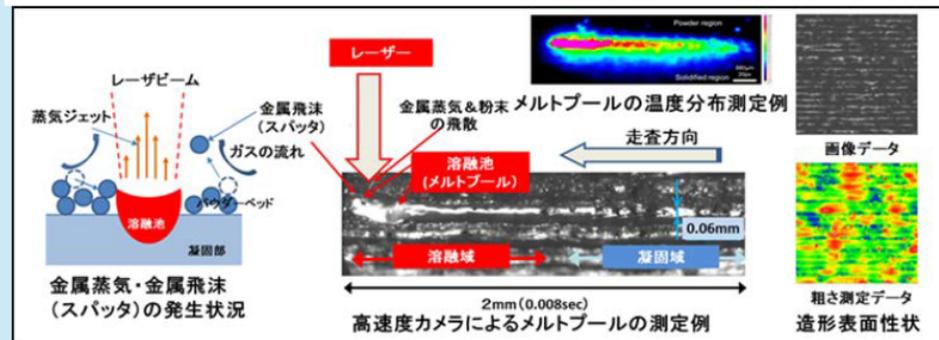
条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 熔融凝固現象の解明

- 欠陥の原因となる金属蒸気や金属飛沫(スパッタ)、温度分布、造形前の粉末敷き詰め状況などを観測・計測し、欠陥発生原因と造形条件の関係性を解明します。
- さらに、熔融凝固過程の物理モデルの構築、粉末敷き詰め状況と熔融凝固過程のシミュレーションにより、欠陥メカニズムを解明します。これにより、欠陥のない造形物の実現とその再現性の向上を目指します。



(2) 高度モニタリング及びフィードバック制御機能の開発

- 高度モニタリング及びフィードバック制御機能を積層造形試験研究機に搭載するための要素技術を開発します。

(3) 積層造形技術による開発・評価手法の開発

- 造形サンプルの試作及び評価を行い、最適な造形条件、組織分析、材料特性を研究します。
- 積層造形技術を活用した金属部品開発などを効率的に行うための開発・評価手法を開発します。



造形サンプルのイメージ

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

令和2年度概算要求額 **595.3億円（551.8億円）**

※（）内のうち臨時・特別の措置120.4億円。

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課
03-3501-9726

事業の内容

事業目的・概要

● 工場・事業場、住宅、ビルにおける省エネ関連投資を促進することで、エネルギー消費効率の改善を促し、徹底した省エネを推進します。

- ① 工場等における電化等のための省エネルギー設備への入替支援対象設備を限定しない「工場・事業場単位」及び申請手続が簡易な「設備単位」での支援を行います。また、複数事業者が連携した省エネ取組等の高度な省エネ取組を重点的に支援します。
- ② ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH：ゼッチ）の実証支援
ZEHを拡張した再エネ自家消費モデルの導入や、超高層の集合住宅におけるZEH化の実証等、コミュニティ内の連携等による新たなZEHモデルを支援します。
- ③ ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB：ゼブ）の実証支援
ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物（新築：1万m²以上、既築：2千m²以上）について、先進的な技術等の組み合わせによるZEB化の実証を支援し、その成果の横展開を図ります。
- ④ 次世代省エネ建材の実証支援
既存住宅における消費者の多様なニーズに対応することで省エネ改修の促進が期待される工期短縮可能な高性能断熱材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿材等の次世代省エネ建材の効果の実証を支援します。

成果目標

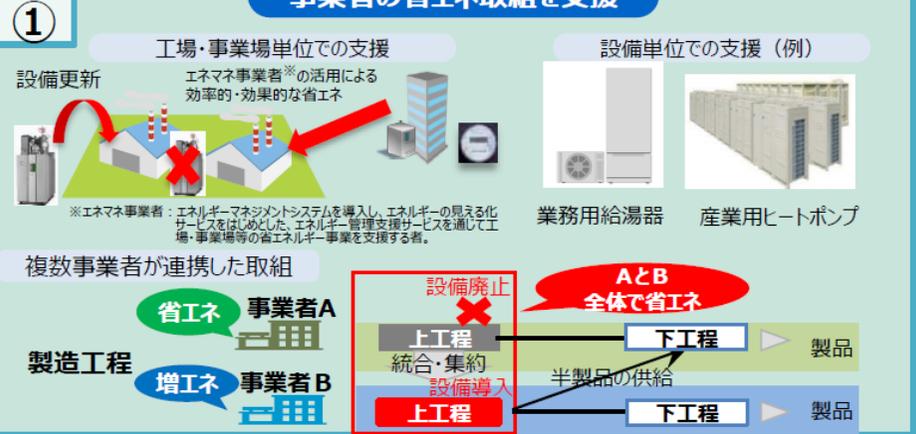
- 令和12年度省エネ見通し（5,030万kl削減）達成に寄与します。
- 令和2年度までに新築戸建住宅の過半数のZEH実現と公共建築物におけるZEB実現及び、省エネリフォーム件数の倍増（平成23年度比）を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

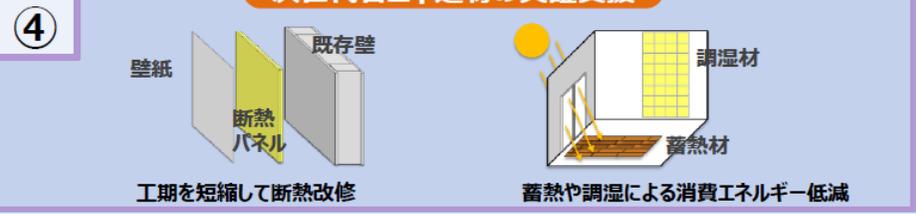
事業者の省エネ取組を支援



ZEH/ZEBとは



次世代省エネ建材の実証支援



中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金

令和2年度概算要求額 10.7億円（10.7億円）

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課
03-3501-9726

事業の内容

事業目的・概要

- 省エネルギー診断や省エネ相談地域プラットフォームの構築など、中小企業等の省エネを推進するための支援を行います。

(1) 省エネ診断事業・情報提供事業

中小企業等に対して省エネ診断を無料で実施し、診断で得られた事例を様々な媒体を通じて横展開するとともに、自治体や民間団体等が実施する省エネ関連のセミナーに講師を無料で派遣します。

(2) 地域の省エネ取組支援事業

省エネやCO2削減に係る相談に対応できる支援拠点を全国に構築する(省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業)とともに、地域の省エネ相談に係る窓口や支援施策などをポータルサイトに公開し(地域の省エネ推進情報提供事業)、地域における省エネ支援の充実化を図ります。

成果目標

- 省エネ診断等による徹底的なエネルギー管理の実施により、令和12年度の省エネ効果235.3万kを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

(1) 省エネ診断事業・情報提供事業



(2) 地域の省エネ取組支援事業



事業イメージ

(1) 省エネ診断事業・情報提供事業

省エネ診断

工場等のエネルギーの管理状況を診断し、設備の運用改善等の提案を行う。

【改善提案例】

- ・空調の運用改善
- ・廃熱の有効利用
- ・デマンド監視装置の活用



情報提供

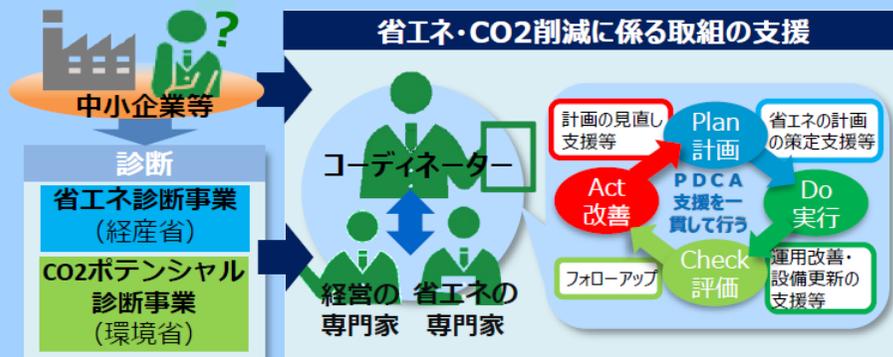
診断によって得られた事例を横展開



(2) 地域の省エネ取組支援事業

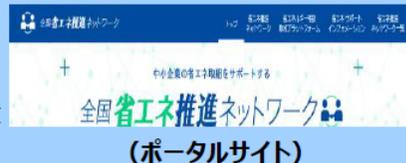
■ 省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業

エネルギー使用状況の把握から省エネ計画の策定・実施・見直しまで、経営状況も踏まえつつ、中小企業等の取組を一貫して支援



■ 地域の省エネ推進情報提供事業

省エネルギー相談地域プラットフォームや自治体、金融機関等の省エネ支援を行う窓口や支援施策を公開



省エネルギー設備投資に係る利子補給金 助成事業費補助金

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課
03-3501-9726

令和2年度概算要求額 **16.0億円（15.0億円）**

事業の内容

事業目的・概要

- 省エネ設備の新規導入や増設、省エネ取組のモデルケースとなり得る事業等に対して支援を行い、資金調達が障壁になり二の足を踏んでいる事業者の省エネ投資を促進します。
- 具体的には、新設事業所における省エネ設備の新設や、既設事業所における省エネ設備の新設・増設に加え、物流拠点の集約化に係る設備導入、更にはエネルギーマネジメントシステム導入によるソフト面での省エネ取組に際し、民間金融機関等から融資を受ける事業者に対して利子補給を行います。

成果目標

- 令和2年度は新たに150件程度の利子補給を実施し、民間金融機関等の融資を活用した省エネルギー投資の更なる促進を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

支援対象事業例①既設工場への新たなボイラーの増設



増設



支援対象事業例② 新設ビルへの設備導入

高効率照明



高効率空調



導入



支援対象事業例③ ソフト面での省エネ取組

エネルギーマネジメントシステム



導入



原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金

令和2年度概算要求額 **68.1億円（68.1億円）**

事業の内容

事業目的・概要

- 原子力発電施設等の周辺地域における企業立地支援を通じた雇用促進と産業振興を図るため、同地域で雇用を生む新規立地や設備の増設を行った企業に対し、実質的な電気料金の割引となる給付金を最大8年間交付します。
- こうした企業立地支援を通じて、原子力発電施設等の周辺地域における自立的・持続的な発展を支援することにより、地域住民の電源立地に対する理解促進を図り、発電用施設等の設置及び運転の円滑化につなげます。

成果目標

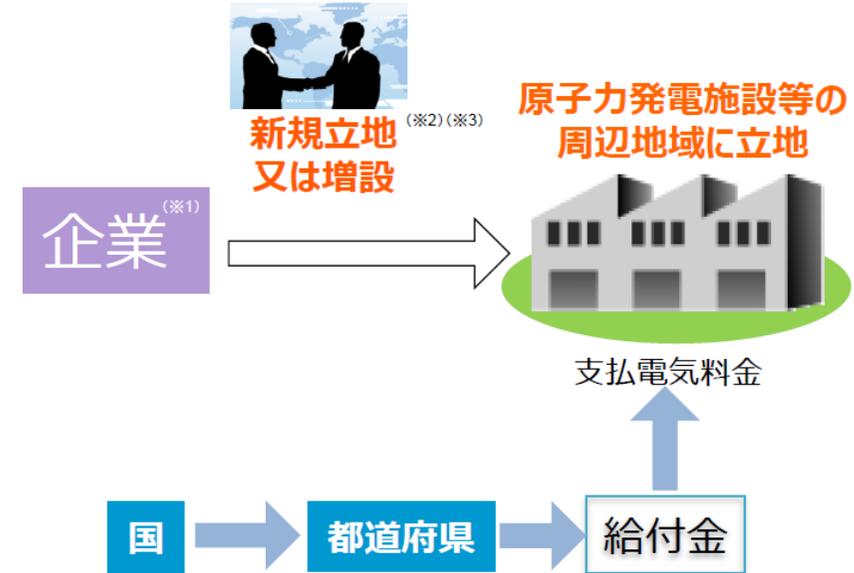
- 原子力発電施設等の周辺地域における企業立地に対する支援を通じ、当該地域の雇用促進と産業振興を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



- 対象者：原子力発電施設等の周辺地域に立地する企業
(平成27年10月1日以降は、製造業及び自治体が積極的に誘致した企業に限定)
- 補助率：定額（立地地点、契約電力、雇用者数等により補助金額を算定）

事業イメージ



(※1) 平成27年10月1日以降は、製造業及び自治体が積極的に誘致した企業による新規立地又は増設に限定

(※2) 対象行為：①3人以上の新規雇用者の増を伴う設備投資、②新增設に伴い電力契約の増があること

(※3) 新たな投資額が一定額以上ある場合は、増加した雇用人数に応じた特例加算あり

原子力発電施設等の周辺地域における大規模 開発地区への企業立地を促進する補助金

令和2年度概算要求額 **0.6億円（0.6億円）**

事業の内容

事業目的・概要

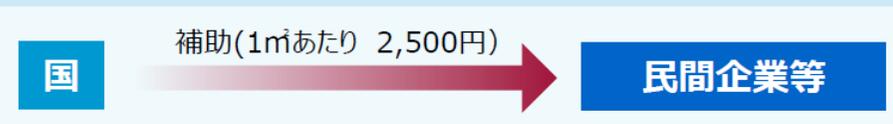
- 企業の立地促進を通じて電源地域の振興を図り、もって原子力発電施設等の設置の円滑化に資することを目的とします。
- 原子力発電施設等の周辺地域に整備された5,000ha以上の大規模開発地区内に企業が立地する際、以下を要件として、その用地の取得に要する費用について当該用地1㎡あたり2,500円を限度とし補助金を交付します。

- ① 用地の取得から3年以内での操業開始
- ② 操業開始から1年以内に5名以上の雇用を創出

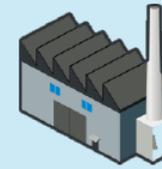
成果目標

- 原子力発電施設等の周辺地域における大規模開発地区の分譲済開発用地面積を令和2年度に約2万㎡増加させることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

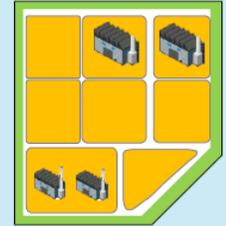


立地企業

用地取得



補助



大規模開発地区

電源地域の振興・原子力発電施設等の設置の円滑化

むつ小川原開発地区



技術協力活用型・新興国市場開拓事業

令和2年度概算要求額 **47.0億円**（44.0億円）

(1)～(4) 貿易経済協力局 技術・人材協力課
03-3501-1937
(5) 通商政策局 アジア大洋州課
03-3501-1953
(6) 貿易経済協力局 貿易振興課
03-3501-6759

事業の内容

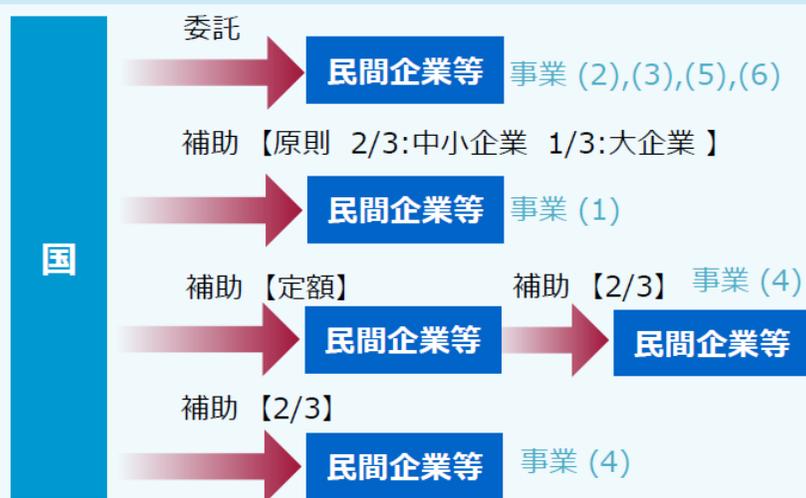
事業目的・概要

- 新興国の経済発展に貢献するため、日本企業の技術・ノウハウを活用した官民連携による技術協力に取り組みます。
- また、本事業による技術協力を通じて、日本企業が新興国でビジネスを展開する上で課題となる現地人材の育成、事業環境の整備等を図ることで、日本企業の新興国市場への進出を後押しします。

成果目標

- 令和7年度までの事業であり、新興国での制度・事業環境整備を行う各プロジェクトの最終年度における目的達成度70%を目指します 等。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 研修・専門家派遣事業

- 日本企業が海外進出先での事業活動を担う現地人材の育成のために実施する日本での受入研修、現地への専門家派遣等の取組への補助を行います。

(2) 制度・事業環境整備事業

- 日本企業が新興国でビジネスを展開しやすくなるよう現地の政府・産業界関係者に対する人材育成等を通じ、新興国の制度や事業環境の整備を図ります。

(3) 国際化促進インターンシップ事業

- 海外展開を目指す日本企業における高度外国人材の活用を進めるため、海外学生等のインターンシップ受入れ機会の提供や海外でのジョブフェアを開催します。

(4) 社会課題解決型国際共同開発事業

- 中堅・中小企業が新興国の企業・大学等と共同で進める現地の社会課題の解決のための製品・サービスの開発や現地事業創出支援等への補助を行います。

(5) 看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業

- 経済連携協定に基づく約束を着実に履行するため、看護師・介護福祉士の円滑な受入れに向けた日本語研修を行います。

(6) インフラ海外展開支援事業

- 相手国のキーパーソン等の招聘や現地への専門家派遣により、質の高いインフラ整備に資する日本の優れた技術などへの理解度向上を支援します。

現地進出支援強化事業

令和2年度概算要求額 **19.0億円** (新規)

(1)通商政策局 総務課
03-3501-1827
(2)貿易経済協力局 投資促進課
03-3501-1662

事業の内容

事業目的・概要

中小企業の海外展開の進展度合いに応じて、効果・効率的な支援策を国内外でシームレスに実施します。

- TPPや日EU・EPAの発効、並びに米中貿易摩擦等の表面化を受けて急激に高まる個別相談ニーズに対応するため、専門アドバイザーを拡充し、より質の高い情報提供を行います。
- 出展効果が高い海外見本市に加えて、医療機器や航空機などフロンティア産業の海外見本市への出展を拡充し、中小企業の更なる海外市場の獲得を後押しします。
- 中小企業が抱える個別課題の解決等を目的とした「海外展開支援プラットフォーム事業」において、各業界の豊富な知識や人脈を活かした商談アレンジや、事後にバイヤーのフォローを行うマッチングコーディネーターを拡充し、商談の質や幅を改善します。
- 中小企業等の海外展開に伴う内外の税制等について、セミナーやパンフレットの配布等を実施します。

成果目標

政府目標「2020年までに中堅・中小企業の輸出額及び現地法人売上高を2010年比で倍増」に貢献するべく、本事業で支援した中小企業の輸出・投資等の海外展開成功件数を前年度比6%以上増加させる。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)

(1) 現地進出支援強化事業



(2) 進出先国税制等広報事業



事業イメージ

(1) 現地進出支援強化事業

- 海外市場や現地の規制・税制度等のタイムリーな情報収集・提供
- データベースを活用した、貿易投資相談事例の分析およびFAQの提供
- 専門アドバイザーによる中小企業等の海外展開に関する相談対応
- 海外展示会出展・現地有力バイヤーの招へい・ミッション派遣等を通じて、中小企業等の商談機会を創出、成約までのフォローを実施
- 中小企業海外展開支援プラットフォームにて海外の主要拠点にコーディネーターを配置し、官民支援機関と連携して企業における個別課題の解決や海外拠点の設立等への支援を実施



南米最新経済事情セミナー@香港



ベトナムハノイ・ホーチミンにおけるアセアン市場販路開拓商談会



PFコーディネーター(香港・上海)による個別相談会の様子@札幌

(2) 進出先国税制等広報事業

中小企業等が多く進出している国の税制や執行実務等について、セミナーやパンフレットの配布等により情報提供を行うことで、海外展開を行う中小企業等の税務に係る体制整備を支援する。

戦略的国際標準化加速事業

令和2年度概算要求額 **23.3億円 (22.3億円)**

事業の内容

事業目的・概要

- 第4次産業革命の時代を迎え、ルール形成を通じた市場開拓・拡大やイノベーションの成果を社会実装するために、標準化の戦略的な推進が極めて重要になっています。
- このため本事業では、モノやサービスをつなぐための異業種間連携等が必要な分野や、先端技術に関するルールの整備に必要な分野等について、アジア諸国等との共同研究や関連技術情報・実証データの収集、国際標準原案の開発・提案などの事業を実施します。国際標準化に必要な場合は、日本産業規格（JIS）の開発を併せて実施します。
- また、国際標準を活用して市場優位性を確保できる体制の構築を目指して、国際標準化戦略に係る調査研究、国際標準化機関における政策・マネジメントへの適切な関与や海外標準化機関との標準化協力、標準化の戦略的活用に係る啓発・情報提供、次世代標準化人材（国際標準化機関の国際幹事・議長候補等）の育成等を行います。

成果目標

- 平成24年度から令和4年度までの11年間の事業であり、本事業を通じて国際標準を国際標準化機関に提案し、(3年程度を要する国際標準化機関での審議を経て)令和7年度までに累計800件の国際標準の発行を目指します。(平成30年度までに448件を発行済)

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

国際標準開発（テーマ例）

人工知能（AI）の普及に向けた環境整備に関する国際標準化

AI普及の環境整備のため、発注側と開発側で共通の認識を持つべき事項に関する標準を開発するとともに、従来のソフトウェアとは異なり、学習により出力が変わるAIの特性を踏まえた品質評価の考え方についても標準化を進める。



我が国の国際標準化戦略を強化するための体制構築

- 国際標準化戦略に係る調査研究
 - 海外の規制やフォーラムを含む標準化動向等についての情報収集・分析 等
- 国際標準化機関等対策活動
 - 国際標準化機関における政策・マネジメントに係る議論や他国提案への対応、海外標準化機関との標準化協力、日本での国際会議開催 等
- 標準化の戦略的活用に係る啓発・情報提供
 - 企業・消費者等向けセミナー・個別相談、功績者表彰等の実施
 - 各地域の標準化パートナー機関等が連携して中堅・中小企業等を支援するための体制構築 等
- 次世代標準化人材育成
 - 国際幹事・議長候補等の国際会議等への派遣（OJTによる国際標準化業務の修得・他国専門家との人脈形成等） 等
- JIS法・計量法の適正な執行
 - 法改正、制度見直しに係る周知・相談対応、指針・基準に係る調査研究 等

中小企業サイバーセキュリティ対策支援促進事業

令和2年度概算要求額 5.0億円（新規）

商務情報政策局 サイバーセキュリティ課
03-3501-1253
中小企業庁 技術・経営革新課
03-3501-1816

事業の内容

事業目的・概要

- 近年、サプライチェーン全体の中で対策が弱い中小企業を対象とするサイバー攻撃やそれに伴う大企業等への被害が顕在化しています。
- 中小企業のサイバーセキュリティ対策の強化に向けては、中小企業の業種・業態等に応じた類型やその実態、地域ごとの特性等に合致した、多様な中小企業に寄り添った形での支援体制の構築が急務です。また、特に重要インフラや重要産業（防衛産業等）と取引のある中小企業については、サプライチェーン上流の大企業とも連携した取組が必要です。
- 本事業では、平成30年度第2次補正予算「中小企業等強靱化対策事業」で明らかになった様々な中小企業の実態やニーズを踏まえ、大企業、商工会議所、損害保険会社、ITベンダー等が連携して、中小企業に対する、ポイントを絞った簡易かつ効果的な対策を提供する支援体制のモデルを構築するための調査や地域実証を行います。【補助】

成果目標

- 令和2年度末までに、重要インフラや重要産業（防衛産業等）と取引のある中小企業を主な対象とした実証を通じて、中小企業のサイバーセキュリティへの意識向上・対策強化を図り、令和3年度以降に各地域の様々な中小企業に合致したサービスが創出されることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

中小企業のサイバーセキュリティ対策支援体制のモデル構築

<平成30年度第2次補正予算「中小企業等強靱化対策事業」>

- 様々な中小企業の実態やニーズが明確化されていなかったため、幅広い支援が行える体制を構築。実証の対象は都道府県単位。

<令和2年度「中小企業サイバーセキュリティ対策支援体制構築事業」>

- 様々な中小企業の実態やニーズに応じた、簡易かつ効果的なサイバーセキュリティサービスが創出されることを目的としたコンソーシアムを各地で構築。
- 実証の対象は、重要インフラ（電力、石油、ガス、化学等）や重要産業（自動車、防衛等）と取引のある中小企業を主とし、各産業の特性や地域性も考慮しつつ、類型ごとの実態に応じた精緻な実証事業を実施。



製造業における外国人材受入れ支援事業

令和2年度概算要求額 5.0億円（1.0億円）

(1) 製造産業局 総務課
03-3501-1689

(2) 経済産業政策局 産業人材政策室
03-3501-2259

事業の内容

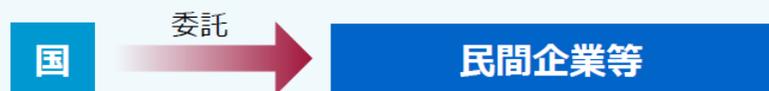
事業目的・概要

- 深刻な人手不足に対応するため、本年4月より、改正入管法に基づく「特定技能外国人」の受入れが開始されました。
- 本制度の対象となる3分野（素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野）では、中小企業・小規模事業者の数も多く、外国人材の円滑な受入れやその技能水準確保にあたり、体制立上げに向けた支援が必要となっています。
- 本事業を通じて、外国人材受入れに必要なノウハウを展開するため、相談窓口を運営し、セミナー・研修を開催します。また、本年3月に設置された「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」の取組の一環として、地方への人材定着を図る観点から、地方における人材のマッチング支援の検討を行います。
- 加えて、製造3分野に係る新たな試験問題を作成・翻訳するとともに、諸外国の関係機関と調整の上で海外で試験を実施します。

成果目標

- 2019年から2023年までの5年間の事業であり、体制の立上げ以降、最終的には事業の自走化を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 外国人材の受入れ支援

- 多言語対応の相談窓口の運営
- 受入れ企業に対するセミナーや研修の開催
- 「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」の運営（マッチング支援の検討を含む）

(2) 外国人材の技能水準確保

- 試験問題の作成及び翻訳
- 海外での試験実施

